第1回渋川地区市町村任意合併協議会

日 時 平成15年10月5日(日) 午後2時~ 場 所 渋川プリオパレス

渋川市・伊香保町・小野上村・子持村・赤城村・北橘村

第1回渋川地区市町村任意合併協議会

日 時 平成15年10月 5日(日) 午後2時~ 場 所 渋川プリオパレス

次第

・副会長	ミャハナつ	
	えのいさ ノ	
⋠状交付		
・参与・	監査委員・事務局紹介	
事項		
第1号	渋川地区市町村任意合併協議会設置までの経緯について・・・・・	• 1
第2号	渋川地区市町村任意合併協議会規約について ・・・・・・・・・	• 3
第3号	渋川地区市町村任意合併協議会幹事会規程について ・・・・・・	1 1
第4号	渋川地区市町村任意合併協議会専門部会規程について ・・・・・	1 5
第5号	渋川地区市町村任意合併協議会分科会規程について ・・・・・・	1 8
第6号	渋川地区市町村任意合併協議会事務局処務規程について・・・・・	2 2
第7号	渋川地区市町村任意合併協議会財務規程について ・・・・・・・	2 5
第8号	渋川地区市町村任意合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に	
	関する規程について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8
第9号	渋川地区市町村任意合併協議会委員等の公務災害補償に関する	
	協定書について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0
第 10 号	渋川地区市町村任意合併協議会設置に係る従事職員の身分の	
	取扱いに関する協定書について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
事項		
第1号	渋川地区市町村任意合併協議会会議運営規程 ・・・・・・・・・	3 8
第2号	渋川地区市町村任意合併協議会平成15年度事業計画・・・・・・	4 1
第3号	渋川地区市町村任意合併協議会平成15年度歳入歳出予算・・・・	4 2
第4号	新市建設計画の策定方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5
第5号	合併協議項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 8
第6号	行政制度の調整方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5
会議日程	呈について	
時	平成15年11月26日(水) 午後2時~	
易所	金島ふれあいセンター	
	属骨岩岩岩岩岩岩岩岩岩岩岩 摄影器器器器 回日状,事第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第三交参項123456789910項123456 議時付与 号号号号号号号号 号 号	編状交付 過・参与・監査委員・事務局紹介 5事項 第1号 渋川地区市町村任意合併協議会設置までの経緯について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

8.閉 会

報告第1号

渋川地区市町村任意合併協議会設置までの経緯について

このことについて別紙のとおり報告する。

平成15年10月5日提出

年月日	事項	内	容
平成14年	首長クラスの合併研究会	渋川地域行政連絡会議終了後、	研究会設
5月28日	設置を、渋川市長が提案	置について呼びかけたが、広均	越組合理事
		会での勉強会とすることが了	承された。
平成14年	7 市町村長で渋川地区市	吉岡町を除く広域市町村で研究	完会を発足
10月29日	町村合併研究会が発足	させ、先進事例に見る任意協議	会の組織、
		運営や協議内容などについて σ	D研究及び
		情報交換が行われた。	
平成14年	2月中旬までに意向表明	第3回合併研究会で任意協議会	会設立につ
12月26日	することを確認	いて、2月17日に参加7市町	J村が意向
		表明することを確認した。	
平成 1 5 年	任意合併協議会設立見送	7 市町村の足並みがそろわず、	設立を当
2月17日	IJ	面延期することを決定。しかし	ノ、広域行
		政の重要性は無視できないこ	とで一致
		し、合併研究会は今後も継続し	ノ、協議を
		続けることを確認した。	
平成 1 5 年	8月中頃までに方向性を	合併問題講演会終了後、関係市	5町村長に
7月2日	決めることを確認	よる意見交換会で、8月中頃ま	きでに各市
		町村が方向性を決めることを研	確認した。
平成 1 5 年	医療事務組合を枠組みと	関係6市町村(渋川市、伊香係	杲町、小野
8月13日	する任意合併協議会設置	上村、子持村、赤城村、北橘村	寸)での任
	で合意	意合併協議会設置について合意	きした。
平成 1 5 年	基本的事項について合意	任意協議会設置にかかる確認	忍書を平成
8月16日		15年8月28日に締結する。	
		任意協議会設立を10月初旬	可とする。
		関係市町村の職員派遣と事務	务局体制。
		任意協議会の予算措置を 9 月	月定例会で
		行う。	
平成 1 5 年	渋川地区市町村任意合併	関係 6 市町村長が渋川市役所で	で協議会の
8月28日	協議会設置	設置に係る確認書を締結し、協	協議会規約
		の施行日を8月28日とするこ	ことに合意
		した。初会合は10月初旬に閉	開催するこ
		とを確認した。	

報告第2号

渋川地区市町村任意合併協議会規約について

このことについて別紙のとおり報告する。

平成15年10月5日提出

渋川地区市町村任意合併協議会規約

(設置)

第1条 渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村及び北橘村(以下「6市町村」という。)は、市町村合併に関して協議を行うため、渋川地区市町村任意合併協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 合併の是非を含む合併に関する事項
 - (2) 合併した場合における新市建設計画案の作成に関する事項
 - (3) 合併に関わる調査研究に関する事項
 - (4) 住民への協議経過等の情報の提供に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、合併に関し必要な事項

(協議会の事務所の位置)

第3条 協議会の事務所は、会長の属する市、町又は村に置く。

(組織)

- 第4条 協議会は、会長及び委員(副会長である委員を含む。以下同じ。)をもって組織する。
- 2 委員の定数は、50人とする。

(会長)

- 第5条 会長は、6市町村の長のうちから、6市町村の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

- 第6条 副会長は、第8条第1項第1号に掲げる者である委員をもって充てる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会 長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

(参与)

- 第7条 会長は、必要に応じて参与を置くことができる。
- 2 参与は、協議会の会議に出席して意見を述べることができる。

(委員)

- 第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 6市町村の長のうち会長に充てられた者以外の者
 - (2) 6市町村の助役。ただし助役不在の場合は、6市町村の職員のうちから6市町村の長がそれぞれ指名した者

- (3) 6市町村の議会の議長及び6市町村の議会の議員のうちから6市町村の議長がそれぞれ指名した者各2名
- (4) 6市町村の長がそれぞれ指名した学識経験を有する者各3名
- (5) 6市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者3名
- 2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

(会議の運営)

- 第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認めるときは、会議の議決により一部又は全部を非公開とすることができる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

(小委員会)

- 第11条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うために小委員会 を置くことができる。
- 2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。 (幹事会)
- 第12条 協議会に提案する事項について協議又は調整を行うため、協議会に幹事 会を置く。
- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (事務局)
- 第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局の事務に従事する職員は、6市町村の長がそれぞれ指定した者をもって 充てる。
- 3 事務局の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (経費)
- 第14条 協議会に要する経費は、6市町村の負担金その他の収入をもって充てる。
- 2 前項の6市町村の負担金の額は、6市町村の長が協議して定める。 (監査)
- 第15条 協議会の出納の監査は、6市町村の監査委員のうち、6市町村の長が協議し、会長が委嘱した2市町村の監査委員(以下「監査委員」という。)2人が、

これを行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長 の属する市、町又は村の例により会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 会長、委員及び監査委員の報酬及び費用弁償は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって 打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

附 則

この規約は、平成15年8月28日から施行する。

この規約の締結を証するため、本書6通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成15年8月28日

渋川市長 木 暮 治 一

伊香保町長 関 口 俊 二

小野上村長 小 野 利 治

子 持 村 長 阿久津 貞 司

赤城村長永井良一

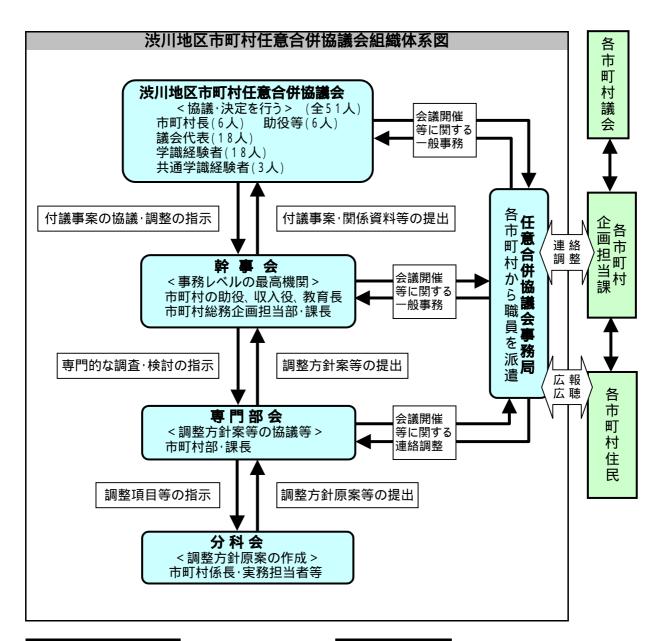
北橘村長 木 村 榮 一

渋川地区市町村任意合併協議会委員等名簿

役職名	委員区分	職(選出市町村名)	氏	名	備考
会 長		渋川市長	木暮	治一	
副会長	1号委員	伊香保町長	関口	俊 二	
	(市町村	小野上村長	小野	利 治	
	長)	子持村長	阿久津	貞司	
		赤城村長	永井	良一	
		北橘村長	木村	榮 一	
委 員	2号委員	渋川市助役	桑島	保 男	
	(助役等)	伊香保町助役	村尾	隆 史	
		小野上村収入役	野 村	哲 男	
		子持村助役	信澤	明	
		赤城村助役	都 丸	芳 雄	
		北橘村助役	塩 谷	勝巳	
	3号委員	渋川市議会議員	宮下	宏	渋川市議会議長
	(議会議	渋川市議会議員	小林	雅夫	渋川市議会選出議員
	員)	渋川市議会議員	新井	晟 久	渋川市議会選出議員
		伊香保町議会議員	松本	好 司	伊香保町議会議長
		伊香保町議会議員	髙橋	寿 男	伊香保町議会選出議員
		伊香保町議会議員	塩 野	光 弘	伊香保町議会選出議員
		小野上村議会議員	平方	由衛	小野上村議会議長
		小野上村議会議員	中沢	義 美	小野上村議会選出議員
		小野上村議会議員	角田	皇	小野上村議会選出議員
		子持村議会議員	山下	重夫	子持村議会議長
		子持村議会議員	埴 田	彦一郎	子持村議会選出議員
		子持村議会議員	後藤	邦 夫	子持村議会選出議員
		赤城村議会議員	角田	一民	赤城村議会議長
		赤城村議会議員	岩崎	幸代	赤城村議会選出議員
		赤城村議会議員	狩 野	富雄	赤城村議会選出議員
		北橘村議会議員	狩 野	義雄	北橘村議会議長
		北橘村議会議員	南雲	鋭 一	北橘村議会選出議員
		北橘村議会議員	楯	信一	北橘村議会選出議員

役職名	委員区分	職(選出市町村名)	氏 名	備考
	4号委員	渋川市	今成 久男	渋川市自治会連合会会長
	(学識経	渋川市	町田 久	渋川商工会議所会頭
	験者)	渋川市	飯 野 照 男	渋川市農業委員会会長
		伊香保町	山 口 源一郎	伊香保町区長会会長
		伊香保町	長竹佳子	伊香保町婦人会会長
		伊香保町	千明三右衛門	(社)伊香保温泉観光協会会長
		小野上村	木暮敞治	小野上村商工会会長
		小野上村	村 上 嶋 男	小野上村農業委員会会長
		小野上村	小野 こと	小野上村レディースクラブ会長
		子持村	飯 塚 重 雄	子持村自治会長連絡協議会会長
		子持村	石 関 吉幸	子持村商工会会長
		子持村	小澤 一二	子持村農業委員会会長
		赤城村	木暮 政光	赤城村商工会会長
		赤城村	兵藤 吉弘	赤城村農業委員会会長
		赤城村	永井 俊嗣	赤城村区長会会長
		北橘村	萩原吉久	北橘村区長会会長
		北橘村	高橋新吉	北橘村商工会会長
		北橘村	小泉隆雄	北橘村農業委員会会長
	5 号委員	(市町村	桜 井 芳 樹	渋川地区医師会会長
		共通学識経験者)	戸所 隆	高崎経済大学地域政策学部教授
			小 野 宇三郎	群馬県埋蔵文化財調査事業団理事長
参与		群馬県議会議員	角 田 登	
		群馬県議会議員	大林 喬任	
		群馬県議会議員	真下 誠治	
		群馬県	高橋 祐司	渋川行政事務所長
		JA 北群渋川	伊藤 一秀	北群渋川農業協同組合代表理事副組合長
		JA 赤城たちばな	三 田 善一郎	赤城橘農業協同組合代表理事組合長
監査		赤城村	田子玲子	赤城村監査委員
委 員		子持村	阿久澤 明	子持村監査委員

渋川地区市町村任意合併協議会の組織と役割



任意合併協議会の役割

- ・合併の是非を含めた6市町村の合併に関すること
- ・合併した場合における新市建設計画案の作成
- ・合併に必要な調査研究
- ・6 市町村の住民への協議経過等の情報提供
- ・その他合併に関し必要な事項

幹事会の役割

- ・事務レベルの最終調整
- ・協議会会議の議案調整
- ・協議会運営の総合調整
- ・各種スケジュール調整
- ·専門部会間の調整

専門部会の役割

- ·現況確認、課題抽出
- ・調整方針案の協議、作成、幹事会への提出
- ・分科会への調整項目・作業の指示

分科会の役割

・調整方針原案の協議、作成、専門部会への提出

事務局の役割

- ・協議会及び幹事会の会議に関すること
- ・協議会及び幹事会の協議資料の作成に関すること
- ・協議会の庶務に関すること
- ・広報及び広聴に関すること
- ・その他協議会等の運営に関し必要な事項
- ・関係市町村との連絡調整に関すること

報告第3号

渋川地区市町村任意合併協議会幹事会規程について

このことについて別紙のとおり報告する。

平成15年10月5日提出

渋川地区市町村任意合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川地区市町村任意合併協議会規約(以下「規約」という。) 第12条第2項の規定に基づき渋川地区市町村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会 に提案する事項について協議又は調整をする。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に定める職にある者をもって組織する。ただし、別表に定める職にある者が欠員のときは、当該市町村の長が指定する職にある者をもって 充てることができる。

(役員)

- 第4条 幹事会に、幹事会会長1名及び幹事会副会長5名を置く。
- 2 幹事会会長及び幹事会副会長は、幹事の中から会長が指名する。(役員の職務)
- 第5条 幹事会会長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 2 幹事会副会長は、幹事会会長を補佐し、幹事会会長に事故あるとき又は幹事会会長が欠けたときは、幹事会会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 幹事会の会議は、幹事会会長が招集し、その議長となる。
- 2 幹事会会長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(専門部会)

- 第7条 幹事会が所掌する事項の一部について、より専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。
- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報告)

第8条 幹事会会長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において 処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に 定める。

附 則 この規程は、平成15年10月5日から施行する。

別表(第3条関係)

渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村
助役	助役	助役	助役	助役	助役
収入役	収入役	収入役	収入役	収入役	収入役
教育長	教育長	教育長	教育長	教育長	教育長
総務部長	総務課長	総務課長	総務課長	総務課長	総務課長
企画部長	企画観光 課長	企画観光 課長	企画課長	企画課長	企画財政課長

渋川地区市町村任意合併協議会幹事会名簿

H15. 10. 5 現在

役職名	職(選出市町村名)	E	Ŧ	ŕ	<u> </u>	備	考
幹事会会長	渋川市助役	桑	島	保	男		
幹事	渋川市収入役	中	澤	速	雄		
幹事	渋川市教育長	青	柳		勇		
幹事	渋川市総務部長	伊	藤	光	雄		
幹事	渋川市企画部長	吉	原	康	之		
幹事会副会長	伊香保町助役	村	尾	隆	史		
幹事	伊香保町収入役	外	丸	В	月	職務代理者	台計課長
幹事	伊香保町教育長	佪	澤	孝	明		
幹事	伊香保町総務課長	井	上	۶	昆		
幹事	伊香保町企画観光課長	峘	橋	義	明		
幹事	小野上村助役					欠員	
幹事会副会長	小野上村収入役	野	村	哲	男		
幹事	小野上村教育長	青	木	ß	全		
幹事	小野上村総務課長	小	野	彰	_		
幹事	小野上村企画観光課長	平	方	敏	治		
幹事会副会長	子持村助役	信	澤	В	月		
幹事	子持村収入役	井	上	幸	男		
幹事	子持村教育長	池	田	和三	E郎		
幹事	子持村総務課長	高	橋	淳-	一郎		
幹事	子持村企画課長	鴻	田	恵	=		
幹事会副会長	赤城村助役	都	丸	芳	雄		
幹事	赤城村収入役	田	子	辰	男		
幹事	赤城村教育長	新	井	正	喜		
幹事	赤城村総務課長	狩	野	保	明		
幹事	赤城村企画課長	樺	澤	常	雄		
幹事会副会長	北橘村助役	塩	谷	勝	巳		
幹事	北橘村収入役	戸	部	育	i		
幹事	北橘村教育長	塩	谷	ţ	事		
幹事	北橘村総務課長	高	橋	哲-	一郎		
幹事	北橘村企画財政課長	高	橋	善	_		

報告第4号

渋川地区市町村任意合併協議会専門部会規程について

このことについて別紙のとおり報告する。

平成15年10月5日提出

渋川地区市町村任意合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川地区市町村任意合併協議会幹事会規程第7条第2項の規 定に基づき、渋川地区市町村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の専門 部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、幹事会の幹事会会長(以下「幹事会会長」という。)の指示 を受け、規約第2条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整する。

(組織)

第3条 専門部会の部会名及び構成員については、別表のとおりとする。 (役員)

- 第4条 専門部会に、それぞれ部会長1名及び副部会長5名を置く。
- 2 部会長及び副部会長は、専門部会の部会員の中から幹事会会長が指名する。(役員の職務)
- 第5条 部会長は専門部会を代表し、それぞれの会務を総理する。
- 2 副部会長はそれぞれの部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その部会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 2 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。 (分科会)
- 第7条 専門部会が所掌する事項の一部について、より専門的に協議又は調整する ため、専門部会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会の会長(以下「会長」という。)が別に定める。

(報告)

第8条 部会長は専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事会会長に 報告するものとする。

(庶務)

- 第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町村の担当部門が行うものとする。 (補則)
- 第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月5日から施行する。

別表(第3条関係)専門部会構成員名簿

専門部会	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村
1 総務企画部会	総務部長 企政課長 情報課長 情報課長 情報課長 時期政課長 時期政課長 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個	総務課長 町民課長 税務課長 保健福祉課長 企画観光課長 議会事務局長 会計課長	総務課長 税務課長 企画観光課長 住民課長 収入役(出納室)	総務課長 企画課長 税務課長 会計課長 保健福祉課長	総務課長住民課長税務課長建設課長企画課長	総務課長 税務課長 住民課長 企画財政課長 建設課長
2 住民部会	市民部長市民課長環境課長	町民課長 保健福祉課長 総務課長 企画観光課長	住民課長 総務課長	住民課長 税務課長 保健福祉課長 企画課長	住民課長 環境整備課長 企画課長 総務課長	総務課長 税務課長 住民課長 環境課長
3 保健福祉部会	保健福祉部長 社会福祉課長 高齢対策課長 健康管理課長	町民課長 保健福祉課長 教育課長	住民課長	保健福祉課長住民課長	健康福祉課長環境整備課長	保健福祉課長 住民課長 生涯学習課長 環境課長
4 産業経済部会	経済部長 農林課長 商工観光課長 農業委員会事務局長	建設農林課長 企画観光課長	農林課長 建設課長 企画観光課長 温泉センター支配人	産業課長 土地改良課長 上下水道課長 総務課長 建設課長	産業振興課長 建設課長 土地整備課長 公共施設管理公社 企画課長 農業委員会事務局長	産業課長 上下水道課長 企画財政課長 ふれあいセンター施設課長
5 建設部会	建設部長 公共施設管理公社事務局長 建設課長 都市計画課長 区画整理課長	総務課長 町民課長 建設農林課長 企画観光課長	建設課長 企画観光課長	建設課長 土地改良課長 総務課長	建設課長 土地整備課長 企画課長	建設課長 企画財政課長 環境課長
6 上下水道部会	水道部長 水道課長 下水道課長	上下水道課長 町民課長	建設課長	上下水道課長	土地整備課長 環境整備課長 2	上下水道課長環境課長
7 教育部会	教育次長公共施設管理公社事務局長教育委員会管理課長教育委員会管理課長学校教育課長共同調理場長生涯学習課長中央公民館長図書館長 生活管長	教育課長	教育課長	学校教育課長 社会教育課長 文化財室長	学校教育課長 給食センター長 社会教育課長	学校教育課長 生涯学習課長
8 議会事務局部会 7 160	議会事務局長 議会事務局次長 2	議会事務局長	議会事務局長 1 1 1	議会事務局長 1 1 2 ²	議会事務局長 1 26	議会事務局長

報告第5号

渋川地区市町村任意合併協議会分科会規程について

このことについて別紙のとおり報告する。

平成15年10月5日提出

渋川地区市町村任意合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川地区市町村任意合併協議会専門部会規程第7条第2項の 規定に基づき、渋川地区市町村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の分 科会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 分科会は、専門部会の部会長(以下「部会長」という。)の指示を受け、 規約第2条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整する。

(組織)

第3条 分科会の名称及び構成員については、別表のとおりとする。ただし、各分科会にその所属する専門部会の構成員1名を加える。

(役員)

- 第4条 分科会に、それぞれ分科会長1名及び副分科会長5名を置く。
- 2 分科会長は、専門部会の構成員である分科会員が当たる。
- 3 副分科会長は、分科会員の中から互選する。

(役員の職務)

- 第5条 分科会長は分科会を代表し、会務を総理する。
- 2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、その分科会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。 (会議)
- 第6条 分科会の会議は、分科会長が招集し、その議長となる。
- 2 分科会長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。 (報告)
- 第7条 分科会長は分科会の協議又は調整の経過及び結果について、部会長に報告 するものとする。

(庶務)

- 第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市町村の担当部門が行うものとする。 (補則)
- 第9条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附則

この規程は、平成15年10月5日から施行する。

別表(第3条関係)分科会構成員名簿(No.1)

各分科会にその所属する専門部会の構成員1名を加える。 分科会 子持村 北橘村 渋川市 伊香保町 小野上村 赤城村 1 総務企画部会 1 行政分科会 行政・消防防災GL(グ総務課 補佐兼総務係長 主幹兼庶務係長 補佐兼庶務係長 課長補佐 亍政課 総務課 総務課 庶務文書係長 総務課 総務課 ループリーダー) 財政係長 税務課 固定資産税係主査 財政係長 補佐兼文書広報係長 係長 市民会館 市民会館副館長 企画課 住民課 課長補佐 行政係長 企画調整係長 戸籍住民係 税務課 税務課 市民会館館長補佐 IT係長 補佐兼住民税係長 住民課 広報統計係長 課長 町民課 生活環境係主任 行政課 行政・消防防災GL 総務課 行政係長 総務課 消防交通係長 企画課 消防交通係長 総務課 補佐兼庶務係長 総務課 補佐兼消防交通係長 2 消防防災分科会 建設課 補佐兼建設係長 3 職員・組織分科会 行政課 人事職員GL 総務課 補佐兼総務係長 総務課 **主幹兼庶務係長** 総務課 秘書職員係長 総務課 補佐兼庶務係長 総務課 庶務係長 青報管理課 IT推進・統計GL 4 選挙管理分科会 行政・消防防災GL 総務課 選挙係長(兼IT係長) 企画観光課 企画広報係主査 総務課 庶務文書係長 総務課 補佐兼庶務係長 総務課 課長補佐 亍政課 5 財政分科会 財政課 財政GL 総務課 財政係長 総務課 補佐兼財政係長 総務課 財政係長 総務課 財政管理係長 総務課 消防交通係長 用地管財GL 財政係主任 総務課係長 契約検査GL 補佐兼総務係長 企画財政課 会計係長 財政係長 建設課 課長補佐 6 税務分科会 税政課 税務課 税務課 税務課 補佐兼住民税係長 補佐兼住民税係長 税政課長補佐 住民税係長 村民税係長 税務課 民税係長 税務課 管理係長 資産税係長 固定資産税係主査 固定資産税係長 補佐兼資産税係長 納税係長 住民課 市民税係長 収納係長 補佐兼福祉係長 国民健康保険税係長 課長補佐 資産税係長 保健福祉課 保険年金係主任 諸税係長 補佐兼資産税係長 納税係長 国保税係主任 諸税係長 高齢対策課 介護保険係長 保健福祉課 介護保険係長 7 秘書広報分科会 秘書広報課 秘書係長 議会事務局 庶務係長 総務課 主幹兼庶務係長 総務課 秘書職員係長 総務課 補佐兼庶務係長 総務課 庶務係長 広報広聴係長 総務課 補佐兼総務係長 企画観光課 企画広報係主査 企画課 企画調整係長 補佐兼文書広報係長 企画財政課 企画係主査 企画課 企画課企画調整GL 企画観光課 企画係主査 広報統計係長 企画観光課 企画課 8 企画分科会 企画課 男女共同参画推進GL 企画観光課 企画係長 補佐兼商工観光係長 総務課 庶務文書係長 補佐兼企画調整係長 総務課 補佐兼財政係長 企画係主查 企画広報係主査 企画課 企画調整係長 課長補佐 企画調整GL 情報管理課 IT推進・統計GL 補佐兼消防交通係長 広報統計係長 社会教育課 社会教育係長 企画財政課 補佐兼企画係長 青報管理課 IT推進・統計GL 9 電算分科会 総務課 IT係長 総務課 補佐兼財政係長 総務課 財政係長 総務課 財政管理係長 企画財政課 補佐兼企画係長 財政係長 企画観光課 企画広報係主査 会計課 出納係長 企画課 補佐兼企画調整係長 補佐兼財政係長 財政係主任 企画課 広報統計係長 10 出納分科会 会計課 総務課 出納室 総務課 出納室 会計係長 出納係長 財政係長 主任 出納室長 財政係長 財政係主任 会計課 出納係長 会計課 課長 丰事 監查委員事務局 監査係長 総務課 企画課 総務課 11 監査分科会 議会事務局 庶務係長 課長 企画調整係長 財政管理係長 総務課 総務課長補佐 2 住民部会 町民課 住民課 補佐兼戸籍住民係長 1 住民分科会 市民課 市民係長 補佐兼町民係長 補佐兼住民戸籍係長 住民課 戸籍係長 住民課 税務課 補佐兼資産税係長 町民係主任 税務課 諸税係長 住民課 住民係長 住民課 2 国保年金分科会 市民課 国保年金係長 保健福祉課 補佐兼保険年金係長 住民課 保険年金係長 住民課 保健医療係長 住民課 補佐兼保険係長 補佐兼医療係長 保険年金係主任 年金係長 課長兼年金係長 年金係主査 国民健康保険税係長 税務課 3 環境衛生分科会 環境課 住民課 課長(健康管理係長事 保健福祉課 管理係長 総務課 行政係長 環境保全係長 環境整備課 補佐兼環境保全係長 総務課 係長 補佐兼消防交通係長 環境計画係長 企画観光課 企画係長 企画課 消防交通係長 務取扱) 企画課 補佐兼企画調整係長 企画調整係 町民課 生活環境係主任 総務課 消防交通係長 総務課 補佐兼庶務係長 環境課 環境衛生係長 環境調査係長 交通係長 町民係主任

別表(第3条関係)分科会構成員名簿(No.2) 各分科会にその所属する専門部会の構成員1名を加える。 子持村 伊香保町 小野上村 赤城村 北橘村 渋川市 3 保健福祉部会 1 社会福祉分科会 補佐兼福祉係長 健康福祉課|福祉民生係長 社会福祉課 保護係長 保健福祉課 福祉係長 住民課 保健福祉課 福祉係長 保健福祉課 福祉係長 障害福祉係長 補佐兼住民戸籍係長 福祉係主任 住民課 保健医療係長 補佐兼介護保険係長 子育て支援係長 健康推進係主任 住民課 住民課長 高齢対策課 教育課 生涯学習係主査 補佐兼社会教育係長 高齢福祉係長 生涯学習課 2 介護保険分科会 高齢対策課 介護保険係長 保健福祉課 保健年金係主任 住民課 補佐兼福祉係長 保健福祉課 介護保険係長 健康福祉課 補佐兼介護保険係長 保健福祉課 補佐兼介護保険係長 3 健康管理分科会 健康管理課 管理予防係長 保健福祉課 課長 住民課 課長(健康管理係長事 保健福祉課 環境保全係長 健康福祉課|補佐兼保健予防係長 保健福祉課 課長補佐 環境整備課|補佐兼環境保全係長 健康推進係長 環境課 保健指導係長 務取扱) 健康管理係長 環境衛生係長 健康推進係主任 建設農林課 農林係長 農林課 4 産業経済部会 1 農林分科会 農林課 農政係長 補佐兼林業振興係長 産業課 農政係長 産業振興課 農林振興係長 産業課 課長補佐 土地改良係長 建設係長 補佐兼農業振興GL 土地改良課 土地改良係長 建設課 補佐兼建設係長 補佐兼産業係長 土地整備課 補佐兼工務係長 林政係長 建設課 補佐兼土木GL 土地改良係長 上下水道課|補佐兼下水道係長 上下水道課「下水道係長 計画係長 土地整備課係長 企画観光課 補佐兼観光商工係長 企画観光課 補佐兼商工観光係長 産業振興課 補佐兼商工観光係長 2 商工観光分科会 商工観光課 商業観光係長 産業課 商工労働係長 産業課 課長補佐 工業労政係長 観光商工係主任 SUNおのがみ SUNおのがみ支配人 総務課 施設管理係長 公共施設管 公共施設管理公社補佐 企画財政課 補佐兼企画係長 建設課 ふれあいと対管理係長兼接待係長 温泉センター 温泉センター支配人 都市計画係長 理公社 兼庶務係 企画課 補佐兼企画調整係長 ター施設課 農業委員会事務局農地農政係長 建設農林課 農林係長 産業課 3 農業委員会分科会 農林課 補佐兼農業振興GL 農業委員会係長 農業委員会 主査 産業課 補佐兼農地係長 5 建設部会 1 建設・建築分科会 建設課 総務課 財政係主任 建設課 建設課 建設課 補佐兼建設係長 建設課 課長補佐 管理係長 土木GL 土木係長 管理係長 土木維持係長 財政係長 補佐兼管理係長 土地管理係長 土地整備課 地籍調査室長 土木改良係長 町民課 課長 土地改良課 都市計画係長 建設係長 建築住宅係長 建設農林課 補佐兼用地管理係長 地籍調査係長 建設係長 総務課 財政係長 2 都市計画分科会 都市計画課 計画係長 建設農林課 建設係長 企画観光課 企画広報係主査 建設課 都市計画係長 建設課 補佐兼管理係長 企画財政課 補佐兼企画係長 企画観光課 企画係主査 管理係長 補佐兼建設係長 環境課 街路係長 環境衛生係長 緑化公園係長 総務課 庶務文書係長 企画課 補佐兼企画調整係長 区画整理課 管理係長 施設管理係長 公共施設管 公社管理課長兼総務係 理公社 6 上下水道部会 1 水道分科会 水道課 管理係長 上下水道課 上水道係長 建設課 上下水道GL 上下水道課 上水道係長 環境整備課 補佐(水道担当) 上下水道課「補佐兼上水道係長 工務係長 工務浄水係長 水道係長 補佐兼庶務係長 浄水管理センター所長 2 下水道分科会 下水道課 町民課 課長 建設課 上下水道GL 上下水道課 下水道係長 土地整備課 補佐兼工務係長 上下水道課 補佐兼下水道係長 業務係長 工務係長 上下水道課 補佐兼水質管理係長 上下水道G主查 環境整備課|補佐兼環境保全係長 環境課 環境衛生係長 下水道係主任 教育係主任 7 教育部会 1 学校教育分科会 管理課 管理係長 教育課 教育委員会 学校教育係長 学校教育課 課長 学校教育課 学校教育係長 学校教育課 補佐兼庶務係長 総務係長 給食センター 学校教育課 学校教育課長補佐 給食センター所長 学務係長 学校教育係長 指導係長 給食センター所長 学校給食共 共同調理場業務係長 同調理場 牛涯学習係長 2 生涯学習分科会 生涯学習課 生涯学習係長 教育委員会 課長(社会教育係長事社会教育課 社会教育係長 社会教育課 補佐兼社会教育係長 生涯学習課 補佐兼社会教育係長 教育課 補佐(文化財担当) 文化財係長 生涯学習係主任 務取扱) 青少年係長 課長補佐 中央公民館 中央公民館副館長兼社 公民館係長 生涯学習係主任 教主事 文学館係長 図書係長 美術館 美術館館長 社会教育指導係長 図書館館長補佐 文化財保護係長兼文化 図書館 文化財室 振興係長 牛涯学習係長 3 社会体育分科会 体育課 体育係長 教育課 教育委員会 課長(社会教育係長事社会教育課 社会体育係長 社会教育課 社会体育係長 生涯学習課 課長補佐 社会体育施設管理係長 公共施設管 公社管理課長兼総務係 スケートセンター係主任 理公社 8 議会事務局部会 議会事務局 議会事務局 庶務係長 総務課 庶務係主任 議会事務局事務局主任 議会事務局事務局長 議会事務局事務局長 庶務係長 議事係長 368 43 48 33 (244) 65

報告第6号

渋川地区市町村任意合併協議会事務局処務規程について

このことについて別紙のとおり報告する。

平成15年10月5日提出

渋川地区市町村任意合併協議会事務局処務規程

(趣旨)

第1条 この規程は渋川地区市町村任意合併協議会規約第13条第3項の規定に基づき渋川地区市町村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務分掌)

- 第2条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。
 - (1) 協議会及び幹事会(以下「協議会等」という。)の会議に関すること。
 - (2) 協議会等の協議資料の作成に関すること。
 - (3) 協議会等の庶務に関すること。
 - (4) 広報及び広聴に関すること。
 - (5) その他協議会等の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務グループ、調整グループ及び計画グループを置く。

(職員)

- 第4条 事務局に次に掲げる職員を置く。
 - (1) 事務局長
 - (2) 事務局次長
 - (3) その他の職員

(職員の職務)

- 第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、局務を掌理する。
- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が 欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(職務権限)

- 第6条 協議会運営における各職位の職務、事案の処理権限等に関しては、会長の属する市、町又は村(以下「会長市町村」という。)の事務決裁の例によるものとする。この場合において「市長」、「町長」又は「村長」とあるのは「会長」と、「助役」及び「部長」とあるのは「事務局長」と、「課長」とあるのは「事務局長」と、「課長」とあるのは「事務局長」と読み替える。
- 2 前項の規定にかかわらず、事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認める事項については、この限りでない。
 - (1) 事務局事務の取扱方針に関すること。
 - (2) 各種資料等の調整に関すること。

- 3 事務局次長は、前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認める事項については、この限りでない。
 - (1) 渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村及び北橘村との連絡調整に関すること。
 - (2) 軽易な各種資料等の調整に関すること。
 - (3) 実務的な調査及び回答に関すること。
 - (4) その他軽易な事務に関すること。

(文書等の取扱い)

第7条 事務局における文書等(文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他 これに類するものから出力又は採録されたものをいう。)の受領、配布、収受、 発送、保存その他その取扱いについて必要な事項は、会長市町村の例によるもの とする。

(公印の取扱い)

- 第8条 協議会の公印(以下「公印」という。)は、会長印とし、その名称、寸法、 書体、ひな形及び使用区分は別表のとおりとする。
- 2 公印の保管責任者は、事務局次長とする。
- 3 公印の取扱いについては、会長市町村の例によるものとする。 (職員の服務)
- 第9条 職員の勤務時間は、会長市町村の職員の例による。
- 2 前項に定めるもののほか、職員の服務及び勤務条件については、渋川地区市町村任意合併協議会設置に係る従事職員の身分の取扱いに関する協定書に基づくものとする。

(職員の給与等)

- 第10条 職員の給与については、所属市町村の負担とする。
- 2 職員の旅費については、会長市町村の例により算出し、協議会の予算において 支給するものとする。

(補則)

この規程は、平成15年10月5日から施行する。

別表(第8条関係)

名 称	寸 法	書体	ひ な 形	使用区分
渋川地区市町村 任意合併協議会 会長印	方 21 ミリメートル	古印体	会長之印 市町村任意 意 会長之印	会長名をもっ てする文書

報告第7号

渋川地区市町村任意合併協議会財務規程について

このことについて別紙のとおり報告する。

平成15年10月5日提出

渋川地区市町村任意合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川地区市町村任意合併協議会規約第16条の規定に基づき、 渋川地区市町村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の予算の編成、現金 の出納その他財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

- 第2条 協議会の予算(以下「予算」という。)は、渋川市、伊香保町、小野上村、 子持村、赤城村及び北橘村(以下「6市町村」という。)が負担する負担金、繰 越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもっ て歳出とする。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。
- 3 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会 の承認を得なければならない。
- 4 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算の写し を速やかに6市町村の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

- 第3条 会長は、協議会予算の補正を必要と認めるときは、その旨を6市町村の長に申し出るものとする。
- 2 前項の申出に基づき、6市町村の長が協議し、協議会予算の補正すべき額を決 定したときは、会長は補正予算を調製し、速やかに協議会の承認を得なければな らない。
- 3 前項の規定により補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を 準用する。

(歳入歳出予算の区分)

- 第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。
- 2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の款及び項の区分を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、会長の属する市、町又は村の例により行うものとする。

(出納及び現金の保管)

- 第6条 協議会の出納は、会長が行う。
- 2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなけ

ればならない。

(協議会出納員)

- 第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。
- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を行う。 (出納の閉鎖)
- 第8条 協議会の出納は、翌年の5月31日をもって閉鎖する。

(収入及び支出の手続)

- 第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長の属する市、町又は村の 例により、これを行うものとする。
- 2 協議会出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。
 - (1) 予算整理簿
 - (2) その他必要な簿冊

(決算等)

- 第10条 会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を調製し、出納閉鎖後速やか に監査委員の監査に付した後、協議会の認定を得なければならない。
- 2 前項の規定により決算が協議会の認定を得たときは、会長は、当該決算の写し を6市町村の長に送付しなければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長 の属する市、町又は村の例によるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成15年10月5日から施行する。
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の属する会計年度は、第2条 第2項の規定にかかわらず、施行日から平成16年3月31日までとする。

別表第1(第4条関係)

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金
4諸収入	1諸収入

別表第2(第4条関係)

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1協議会費	1 協議会運営費
2 事業費	1 広報費
	2調査研究費
3 予備費	1 予備費

報告第8号

渋川地区市町村任意合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する 規程について

このことについて別紙のとおり報告する。

平成15年10月5日提出

渋川地区市町村任意合併協議会委員等の報酬及び 費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川地区市町村任意合併協議会規約第17条の規定に基づき、 渋川地区市町村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、委員及び監 査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事 項を定めるものとする。

(報酬)

- 第2条 協議会委員等の報酬は、日額6,100円とする。ただし、次の各号に定める職にある協議会委員等については、これを支給しない。
 - (1) 渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橘村(以下「6市町村」という。) の長、助役その他常勤職員
 - (2)6市町村の議会の議員
 - (3)群馬県の常勤職員
 - (4)群馬県の議会の議員

(費用弁償)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために出張したときは、費用弁償と して会長の属する市、町又は村の規定により市町村長がこれを行うときの例によ り支給する。

(参与への準用)

- 第4条 協議会参与の報酬及び費用弁償については、前2条の規定を準用する。 (補則)
- 第5条 この規程に定めるもののほか、報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長の属する市、町又は村の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成15年10月5日から施行する。

報告第9号

渋川地区市町村任意合併協議会委員等の公務災害補償に関する協定書 について

このことについて別紙のとおり報告する。

平成15年10月5日提出

渋川地区市町村任意合併協議会委員等の 公務災害補償に関する協定書

渋川地区市町村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、委員、参与 及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の公務災害補償の取扱いについて、 下記のとおり協定を締結する。

(制度の適用)

第1条 協議会委員等が協議会活動中又は協議会会議等への出席のため移動中に生じた災害によって、公務災害補償の適用を受けるような場合においては、渋川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年渋川市条例第31号)の例によりこれを行うものとする。

(経費の負担)

- 第2条 前条の規定により協議会委員等に対して公務災害補償を適用した場合における経費は、渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村及び北橘村(以下「6市町村」という。)が均等に負担するものとする。
- 2 前項における経費の一部に充てるため、協議会において傷害保険に加入するものとする。

(適用除外)

第3条 6市町村及び群馬県の常勤職員については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の適用を受けることから、前2条の規定は適用しないものとする。

この協定の締結を証するため、本書を6通作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成15年10月5日

渋 川 市 長	木暮	治一
伊香保町長	関口	俊 二
小野上村長	小野	利治
子 持 村 長	阿久津	貞 司
赤 城 村 長	永井	良一
北橘村長	木 村	榮 一

報告第10号

渋川地区市町村任意合併協議会設置に係る従事職員の身分の取扱いに 関する協定書について

このことについて別紙のとおり報告する。

平成15年10月5日提出

渋川地区市町村任意合併協議会設置に係る従事職 員の身分の取扱いに関する協定書

渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村及び北橘村(以下「6市町村」という。)は、渋川地区市町村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の設置に伴い、協議会の事務局の事務に従事する職員(以下「従事職員」という。)の身分の取扱いについて、下記のとおり協定を締結する。

記

1 従事職員

6 市町村の長は、渋川地区市町村任意合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、別紙の者を指定する。

2 従事期間

従事職員の従事する期間は、平成 15 年 10 月 5 日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

3 従事場所

従事職員の従事する場所は、会長の属する市、町又は村(以下「会長市町村」 という。)とする。

4 身分

従事職員は、当該職員の属する市、町又は村(以下「所属市町村」という。) の職員の身分を保有するものとする。

5 給与

従事職員の給与は、所属市町村が負担するものとする。

6 昇格、昇給及び昇任

従事職員の昇格、昇給及び昇任については、所属市町村の関係規定を適用し、 所属市町村が発令するものとする。

7 旅費

従事職員の旅費は、会長市町村の例により、協議会が支給するものとする。

- 8 服務及び勤務条件
 - (1) 従事職員の休暇は、所属市町村の関係規定を適用するものとし、その承認は会長が行うものとする。
 - (2) 従事職員の職務に専念する義務の免除の許可は、会長市町村の関係規定を適用するものとし、会長と所属市町村の長がその都度協議のうえ、会長が行うものとする。

(3)前2項に規定するものを除く外、従事職員の勤務時間その他の勤務条件に関しては、会長市町村の関係規定を適用するものとする。

9 分限及び懲戒

従事職員の分限及び懲戒は、所属市町村の関係規定を適用し、所属市町村が行うものとする。

10 福利厚生

- (1) 従事職員の保健、レクリエーション等厚生制度(以下「福利厚生制度」という。) は、所属市町村の職員の例によるものとする。
- (2) 従事職員に係る福利厚生制度の維持経費は、所属市町村が負担する。

11 共済組合等

- (1) 従事職員は、所属市町村の職員として群馬県市町村職員共済組合に加入するものとする。
- (2) 従事職員が所属する市町村は、従事職員に係る掛金及び特別掛金を徴収し、これらに見合う所用負担金とともに、群馬県市町村職員共済組合に納付する。
- (3) 従事職員に係る群馬県市町村総合事務組合に対する負担金は、所属市町村が 負担する。

12 公務災害補償

- (1) 従事職員の公務上の災害に対する補償の認定手続等は、所属市町村が行う。
- (2) 従事職員に係る地方公務員災害補償基金に対する負担金は、所属市町村が負担する。

13 従事期間の更新

2に定める従事期間の満了の日までに、6市町村から何らの意思表示もされないときは、当該従事期間は、更に1年更新されるものとし、その後もまた同様とする。

14 その他

この協定書に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定書に定めるもののほか、従事職員の身分取扱い等について定めるべき事項が生じたときは、会長市町村と所属市町村との協議により定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を6通作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成15年10月5日

渋 川 市 長	木暮	治一
伊香保町長	関口	俊二
小野上村長	小野	利治
子 持 村 長	阿久津	貞 司
赤 城 村 長	永井	良一
北橘村長	木 村	榮 一

別紙(1 従事職員関係)

市町村	職	名	氏		名	
渋 川 市	企画部 部長		吉	原	康	之
	総務部行政課付 室長心得		五十	嵐	研	介
	総務部行政課付 主幹兼係長		福	島	泰	利
	総務部行政課付 主幹		笹	原	浩	UH
	総務部行政課付 主幹		灰	田	幸	治
伊香保町	企画観光課 係長		藤	岡	孝	应
小 野 上村	企画観光課 係長		飯	塚	玄	浩
子 持 村	企画課 係長		寺	島	H	IJ
赤城村	企画課 主査		須	田	茂	之
北 橘 村	総務課 課長補佐		萩	原	_	夫

議案第1号

渋川地区市町村任意合併協議会会議運営規程

このことについて別紙のとおり提出する。

平成15年10月5日提出

渋川地区市町村任意合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川地区市町村任意合併協議会規約第10条第5項の規定に基づき、渋川地区市町村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表決)

第2条 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、議長が必要があると認めるときは、出席委員の3分の2以上をもって決する。

(会議録)

- 第3条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。
 - (1) 協議会の会議の開催日時及び場所
 - (2) 出席及び欠席委員等の氏名
 - (3) 会議に付した案件
 - (4) 議事の内容
 - (5) その他必要と認める事項
- 2 会議録は、議長及び議事に先立ち議長が指名する出席委員1名が署名する。 (会議録等の公開)
- 第4条 会議録及び会議に提出された資料は、原則として公開する。

(傍聴)

- 第5条 会議は、傍聴することができる。ただし、委員の過半数の賛同があるとき は、一部又は全部を非公開とすることができる。
- 2 傍聴人の定員は30人とする。ただし、会場の規模に応じて調整することができる。

(傍聴の手続)

- 第6条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴証の交付を受けなければならない。
- 2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議 開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が前条第2項の定員を超えるとき は、くじ引きにより傍聴人を決定する。

(傍聴人の入場制限)

第7条 議長は、会議の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の 入場を制限することができる。

(秩序の維持)

- 第8条 会議においては、何人も議長の指示に従わなければならない。
- 2 議長は、会議の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱

し、又は不穏当な言動をした者に退場を命ずることができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別 に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月5日から施行する。

議案第2号

渋川地区市町村任意合併協議会平成15年度事業計画 このことについて次のとおり定める。

平成15年10月5日提出

- 1 「新市建設計画案」の策定
- 2 事務事業「調整方針案」の策定
- 3 協議会だよりの発行
- 4 ホームページの作成
- 5 その他調査研究

議案第3号

渋川地区市町村任意合併協議会平成15年度歳入歳出予算

渋川地区市町村任意合併協議会平成15年度歳入歳出予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,200千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次表による。

平成15年10月5日提出

平成15年度 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円) 節 款 項 説 明 金 額 目 X 分 金 額 1負担金 16,199 1負担金 16,199 1負担金 16,199 1市町村負担金 16,199 渋川市 6,960 伊香保町 1,243 小野上村 1,003 2,334 子持村 赤城村 2,572 北橘村 2,087 2諸収入 1 1諸収入 1 1諸収入 1

1 預金利子等

16,200

1預金利子

歳出

合

					(具	<u> 单位 : 千</u>	·円)
款	項		節		説明	金	額
			区分	金 額	175 -73	М	ㅁㅈ
1協議会費				4,863			
	1協議会運			4,863			
		1会議費		1,655			
			1報酬		委員等報酬費		769
			9旅費		費用弁償		80
			11需用費		食料費(会議賄い)		225
			13 委託料		会議録作成業務委託		431
			14使用料及び賃借料		会場使用料		150
		2事務局費		3,208			
			4共済費		社会保険料		34
			7賃金		臨時職員賃金		792
			9旅費		職員旅費		100
			11需用費	718	消耗品費		500
					燃料費		50
					印刷製本費		168
			12役務費		郵便料	1	,000
			18備品購入費	20	印鑑購入費		20
			19負担金		パソコン使用負担金		544
2事業費				10,837			
	1広報費			2,837			
		1広報費		2,837			
			11需用費	2,312	印刷製本費	2	,312
			13委託料	525	ホームページ作成委託料		525
	2調査研究	空費		8,000			
		1調査研究		8,000			
			13委託料	8,000	新市建設計画策定委託料	5	,900
					新市例規立案策定委託料	2	,100
3予備費				500			
	1予備費			500			
		1予備費		500	予備費		500
	合		計	16,200			

議案第3号参考資料

合併協議会における市町村の負担割合

 負担金総額 = 16,199千円				歳し	出総額 = 16	5,199千円	
	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村	合 計
均等割	540	540	540	540	540	540	3,240
人口割	4,398	368	194	1,079	1,132	929	8,100
基準財政需 要額割	2,022	335	269	715	900	618	4,859
計	6,960	1,243	1,003	2,334	2,572	2,087	16,199
構成比(%)	42.97	7.67	6.19	14.41	15.88	12.88	100.00

調査研究費年次計画内訳

1 新市建設計画策定業務 (単位:千円)

<u> </u>	<u>- </u>		<u> </u>
年	次	委託料	業務内訳
平成1	5年度	5,900	現況把握、基本構想案の策定、
			計画策定のためのアンケート調査・分析
平成1	6年度	4,725	建設計画素案の策定
			基本構想概要版印刷製本
			新市建設計画計画書印刷製本
合	計	10,625	

2 新市例規立案策定業務 (単位:千円)

371 1 17 37 70 7		
年 次	委託料	業務内訳
 平成15年度	2,100	 例規一覧表の作成、例規原案作成調書(事前調査業務)
平成16年度	4,200	例規原案の作成
平成17年度	1,050	
合 計	7,350	

議案第4号

新市建設計画の策定方針

渋川地区市町村任意合併協議会における新市建設計画の策定方針を次のとおり定める。

平成15年10月5日提出

渋川地区市町村任意合併協議会 会 長 木 暮 治 一

1 計画の趣旨

6 市町村の速やかな一体性の確立を促し、地域の個性を活かしながら均衡ある発展と住民福祉の向上を目指し、新しいまちづくりを行うための総合的かつ計画的な行政の運営を図る基本方針や具体的な施策の方向を示す。

2 計画の地域

渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村及び北橘村の全地域を本計画の地域として定める。

3 計画の期間

合併後概ね10年間の期間について定める。

4 計画の構成

新市将来構想(基本理念、基本方針)、基本方針に基づく施策、公共施設の統合整備及び財政計画の4項目を主体とした構成とする。

議案第4号参考資料

新市建設計画の策定方針

市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)に基づき作成する市町村建設計画(新市建設計画)については、概ね次のような考え方により臨むものとします。

1 建設計画策定の趣旨

本計画は、渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村及び北橋村(以下「関係市町村」という。)の合併により新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画(以下「計画」という。)を策定し、その実現を図ることにより関係市町村の速やかな一体性の確立を促し、地域の個性を活かしながら均衡ある発展と住民福祉の向上を目指し、新しいまちづくりを行うための総合的かつ計画的な行政の運営を図る基本方針や具体的な施策の方向を示すものです。

2 計画の内容

(1)計画の対象となる地域 関係市町村の地域とします。

(2)計画の期間

計画における主要事業、公共施設の統合整備及び財政計画は、 合併後概ね10年の期間について定めるものとします。

また、新市の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとします。

(3)計画の構成

この計画は、新市を建設していくための 新市将来構想(基本理念、基本方針等) 基本方針に基づく施策 公共的施設の統合整備 財政計画の4項目を主体とした構成とし、必要に応じて計画の趣旨や関係市町村の概況を記述するものとします。

3 基本方針及び施策、主要事業

計画策定にあたっては、次の視点をもって取り組むこととします。 関係市町村の総合計画を尊重するとともに、新市としての全 体的な見地から、国及び県の上位計画や渋川地区広域市町村圏 振興整備組合の広域計画との整合性を図り一体性の確保に努める。

関係市町村が持つそれぞれの地域の文化・伝統を尊重する。

関係市町村がそれぞれ抱える政策課題等を合併後の地域全体の課題として、対応策を検討するとともに、合併による効果が期待できる新たな事業について検討する。

計画の推進によって、合併後10年間にまちづくりの基盤体制を確実に整えるとともに、中長期展望に立って策定する。

新市移行の際は、住民生活に支障のないように、住民サービス及び住民福祉の向上に努め、住民の意向を反映したハード・ ソフト両面の整備推進を図る。

均衡な発展及び公平な負担の原則に立ち、行政格差を生じないよう努める。

地方分権への対応及び行政の効率化等を図るため、事務事業の見直しに努めるとともに、適正な職員体制等行政改革を推進 し、行政組織及び運営の合理化を図る。

合併特例債等の地方債の活用については、財政計画を踏まえ 検討する。

4 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、地域のバランスや合併によって住民生活に急激な変化を及ぼすことのないよう十分配慮します。

5 財政計画

財政計画の策定にあたっては、次の視点をもって取り組むことと します。

合併後においても健全な財政運営を行うことを基本とする。

財政計画は、人口の将来見込みや新市のまちづくりを加味した計画とする。

地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に 見積もらず、合理的で健全な財政運営に裏付けられた財政計画 とする。

議案第5号

合併協議項目

このことについて別紙のとおり提出する。

平成15年10月5日提出

協議項目一覧表

基本的協議事項

<u> </u>		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 ,	 1						
	-	議項目	備	考						
1	合	併の方式に関すること								
2	合	併の期日に関すること								
3	新	市の名称に関すること								
4	新	新市の事務所の位置に関すること								
<u>合併</u>	<u> </u>	法による特例措置に関わる事項								
5	議	会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること								
6	農	業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること								
7	地	地方税の取扱いに関すること								
8	_	般職の職員の身分の取扱いに関すること								
9	地	域審議会の取扱いに関すること								
その	他必	要な協議事項	-							
10	町	名、字名の取扱いに関すること								
11	財	産の取扱いに関すること								
12	慣									
13	組	織及び機構に関すること								
14		例、規則等の取扱いに関すること								
15		別職等の身分の取扱いに関すること								
16		部事務組合等の取扱いに関すること								
17		用料、手数料等の取扱いに関すること								
18		共的団体等の取扱いに関すること								
19		助金、交付金等の取扱いに関すること								
20		属機関等の取扱いに関すること								
21		民健康保険事業の取扱いに関すること								
22		護保険事業の取扱いに関すること								
23		防団の取扱いに関すること								
24		種事務事業の取扱いに関すること								
	1	自治会・行政連絡機構の取扱い								
	2	消防・防災関係の取扱い								
	3	納税関係の取扱い								
	4	姉妹都市・国際交流等の取扱い								
	5	電算システムの取扱い								
	6	広報広聴の取扱い								
	7	住民窓口業務の取扱い								
	8	保健衛生事業の取扱い								
	9	ごみ処理事業の取扱い								
	10	交通関係事業の取扱い								
	11	環境対策事業の取扱い								
	12	各種福祉制度の取扱い								
	13	保育料の取扱い								
	14	農林水産関係事業の取扱い								
	15	商工・観光関係事業の取扱い								
	16	建設関係事業の取扱い								
	17	を								
	18	上水道等の取扱い								
	19	公共下水道等の取扱い								
	20	公共下小道寺の取扱い 学校教育の取扱い								
	21	<u>学校教育の取扱い</u> 社会教育の取扱い								
	22	<u> </u>								
25		市建設計画案に関すること								
	小	で、在区の日本に対すること								

議案第5号参考資料

合併協議項目

協議事項	協	議内	容	等	説	明
基本的協議事	 項					
1合併の方式に関すること	合併の方 合併)と とに分け 形態を選	編入合併 られます	:(吸l が、。	収合併) どちらの	も最も基本的な事項であるなすものですので優好えます。 また、どちらの方式を合併にかかる事務手続きので、できるだけ早い時	D協議は、合併協議の中であり、他項目の協議の土台もして議論される事柄といき選択するかによっては、きも大きく変わってきます。 対して議論される事柄といき。 が選択するかによっては、 が選択するかによっては、 が関わってきます。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
2 合併の期日に関 すること	新市とします。	て施行す	⁻ る日 [:]	を協議し	るまでには、新市建設言議事項の決定、あるいに 会の議決などかなりの期また、事務事業の移行	つや電算システムの統合な Nても住民生活に混乱をき
3新市の名称に関すること	新市の名	称を協議	します	Γ.	新設合併の場合には、台	式によって異なる項目で、 合併前の市町村は廃止され なを協議会で協議する必要
4新市の事務所の 位置に関すること			置に [*]	ついて協	事務所の位置の決定にあ	式によって異なる項目で、 あたっては、住民の利用に 交通の事情や他の官公署 なる必要があります。
合併特例法に	よる特例措	置に関れ	つる事:	項		
5議会の議員の定 数及び任期の取扱 いに関すること	の特例措施	置を適用 する場合 ます。 新市の議	するか は、 ⁻	いどうか、 その方法	あれば、合併関係市町村失い、編入合併であれば、合併関係であれば、編入合併であるにない。 しかし、合併的では、前のさせのでは、議員のには、議員のには、議員では、議員では、議員では、議員では、議員では、議員では、またの特別では、またの特別では、またのは、またのは、	異なる項目で、新設合併で 対のすべての議員が身分を ば、編入される市町村の議 るのが原則です。 丁村の住民意見を合併後の る必要があることから、合 が態により、合併後の一定 数や任期に関する特例措置 するか否か、適用する場合 協議することになります。

協議事項	協議内容等	説 明					
員の定数及び任期	の特例措置を適用するかどうか、	合併の方式によって異なる項目で、新設合併であれば、合併関係市町村のすべての委員が身分を失い、編入合併であれば、編入される市町村の委員が身分を失うことになるのが原則です。 しかし、委員の定数や任期等に関しては、合併特例法及び農業委員会等に関する法律に特例措置が定められています。 この特例措置を適用するか否か、適用する場合は、その方法を協議会で協議することになります。					
7地方税の取扱いに関すること	市町村で差異のある税制等(税 率、納期等)について協議しま す。	合併前の市町村で、課税している税目が違う場合や税目によっては税率が違う場合があります。この場合、急に税金が高くなったりすることのないように、合併特例法では、合併の行われた日の年度及びこれに続く5年に限り不均一課税の特例措置が定められています。 合併後、特例措置を適用するか否か、また、特例措置を適用する場合は、その期間等を協議会で協議することになります。					
		新設合併の場合はすべての合併関係市町村、編入合併の場合は編入される市町村の法人格が消滅するため、これらに勤務している一般職員はその身分を失うことになりますが、合併特例法では、引き続き新市の職員として、身分が保障されています。 また、職員の任用制度、給与及びその他の身分の取扱いに関して、職員のすべてに通じて公正に処理されるよう、協議会でとり決めておく必要があります。					
9地域審議会の取扱いに関すること	地域審議会を設置するかどうか協議します。	合併特例法に規定された地域審議会を設置する か否か、設置する場合は、その組織、設置期間等 を協議会で協議することになります。					
その他必要な	その他必要な協議事項						
	同一の町名、字名が存在する場合、その取扱いを協議します。	町、字の区域や名称は、その地域の歴史や伝統・文化に根づいている場合が多く、住民にとって大変愛着が深いものですので、合併後においても従来どおり存続させる場合が多くなっています。 ただし、同一町、字名が存在する場合については、その取扱いを協議会で協議することになります。					
11 財産の取扱い に関すること	関係市町村が所有する財産の取 扱いについて協議します。	合併関係市町村が所有する財産(土地、建物、 基金及び債権・債務など)は、すべて新しい市に 引き継ぐことが、原則的な考え方です。					

協議事項	協議内容等	説明
12 慣行の取扱い に関すること	合併関係市町村の慣行や新たな 市の慣行の取扱いについて協議 します。	合併関係市町村の市町村章、市町村民憲章、市町村の歌、花、木、鳥、各種宣言、祭り等の各種慣行は、地域の伝統・文化との結びつきも強いため、その地域でしっかり受け継いでいくべきものです。しかしながら、新市の一体性の確保の観点から、統一できるものはできるだけ早期に統一することが望ましいことから、その扱いを協議会で協議することになります。
13 組織及び機構 に関すること	新市の組織、機構等について協 議します。	新市の組織、機構、支所及び出張所の位置、業 務内容等について協議会で協議することになりま す。
	条例、規則等の整備の基本方針 について協議します。	合併の方式によって異なる項目で、新設合併の場合は、合併関係市町村の条例、規則はすべて失効することになります。また、編入合併の場合は、編入される市町村の条例、規則は失効し、編入する市町村の条例、規則が適用されますので、各種事務事業の調整結果を踏まえ、新市の条例、規則を整備する必要があります。
	特別職の職員(消防団員を除く) について、その設置、人数、任 期、報酬等について協議します。 (行政委員会の委員を含む)	合併の方式により異なる項目で、新設合併であれば、首長をはじめ特別職は全員失職し、編入合併であれば、編入される市町村の特別職は失職となります。 特別職の設置、人数、任用、報酬等について協議会で協議することになります。
		合併が行われた場合は、市町村の法人格が、編入する市町村以外は消滅するため、広域消防、医療、交通災害共済事務などの広域行政事務について、その取扱いを協議会で協議することになります。
	公共施設使用料や手数料等の取 扱いについて協議します。	合併関係市町村の間で、同一目的の施設や同一種類の事務について、その使用料や手数料が違う場合には、その取扱いを協議会で協議することになります。
	公共的団体等の統合整備の基本 方針について協議します。 (土地開発公社、社会福祉協議 会、シルパー人材センターを含む)	合併特例法では公共的団体等(商工会議所、商工会、農協、森林組合、婦人会等)は、合併に際し、新市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備に努めなければならないとされており、対応方針を協議会で協議することになります。
	各種団体等に対する補助金、交付金等の取扱いについて協議し ます、	市町村では、それぞれの施策として、各種団体等に対して補助金や交付金を交付しているので、これらの補助制度等の調整が必要となり、財政状況等に配慮しながら、その取扱いを協議会で協議することになります。

協議事項	協議内容等	説明
	審議会・委員会等の附属機関の 取扱いについて協議します。	関係市町村で設置されている附属機関等の取扱いや人数、任期、報酬等の取扱いについて協議会で協議することになります。
	保険税賦課関係、保険給付、助 成関係について協議します。	合併関係市町村の間で、国民健康保険制度が異なっている場合は、不均一課税の適用もできますが、当該制度の趣旨からなるべく早く統一していくことが必要なことから、その取扱いを協議会で協議することになります。
	保険料、納期、減免制度、サービス利用料助成などについて協議します。	合併関係市町村の間で、保険料や納期などについて調整が必要なことから、その取扱いを協議会で協議することになります。
	組織、階級、任用、報酬等につ いて協議します。	災害等への的確な対応のために、合併時に統合することが望ましく、組織機構や待遇等の取扱い を協議会で協議することになります。
24 各種事務事業 の取扱いに関する こと		各市町村では、福祉、保健衛生、土木、農林、 商工、教育などあらゆる分野において、さまざま な施策が実施されていますが、特に住民の日常生 活に関わりの深い各種制度・事務の取扱いを協議 会で協議することになります。
(1)自治会・行政	ス連絡機構の取扱 い	
(2)消防・防災関	引係の取扱い	
(3)納税関係の取	ス扱い	
(4)姉妹都市、国	間際交流等の取扱い	
(5)電算システムの耶	ス扱い	
(6)広報広聴の取	ス扱い	
(7)住民窓口業務	らの取扱い	
(8)保健衛生事業	(の取扱い	
(9)ごみ処理事業	(の取扱い	
(10)交通関係事業	業の取扱い	
(11)環境対策事	 業の取扱い	
(12)各種福祉制度	 度の取扱い	
(13)保育料の取	扱い	
(14)農林水産関(係事業の取扱い	

協議事項	協	議	内	容	等	説	明
(15)商工・観光関係事業の取扱い							
(16)建設関係事業の取扱い							
(17)都市計画の取扱い							
(18)上水道等の取扱い							
(19)公共下水道等の取扱い							
(20)学校教育の取扱い							
(21)社会教育の取扱い							
(22)その他の事業の取扱い							
新市建設計画案に関わる事項							
25 新市建設計画 案に関すること						合併特例法の規定により、 新市建設の根幹となるべき 共的施設の統合整備に関す 画等を盛り込んだ計画案を になります。	事業に関する事項、公 る事項、新市の財政計

議案第6号

行政制度の調整方針

行政制度の調整を統一的かつ体系的に行うため、行政制度の調整方針を次のとおり定める。

平成15年10月5日提出

- 1 住民の生活に支障のないよう、速やかな一体性の確保に努める。(一体性確保の原則)
- 2 住民サービス及び住民福祉の向上に努める。(住民福祉向上の原則)
- 3 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じさせないように努める。(負担公平の原則)
- 4 新市において健全な財政運営に努める。(健全な財政運営の原則)
- 5 行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。(行政改革推進の原則)
- 6 新市の規模に見合った事務事業の見直しに努める。(適正規模準拠の原則)

行政制度の調整方針

〔基本的な考え方〕

行政制度の調整とは、現在各市町村が行っている各種の事務事業について、現 況を踏まえつつ、新市において当面どのように事務事業を進めていくのかを明ら かにすることです。

この行政制度の調整にあたっては、統一的かつ体系的にこれを行う必要があることから、次の6つの基本的な考え方をもとに、各原則を総合的に勘案して調整をするものとします。

1 住民の生活に支障のないよう、速やかな一体性の確保に努める。(一体性確保の原則)

新市に移行する際、最も避けなければならないことは、住民の生活に支障をきたすことです。住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、福祉・保健サービス、各種施設の利用や申し込みなど、住民生活に関わる事項については、住民の生活に混乱をきたさないよう、速やかな一体性の確保に努めるものとします。

- 2 住民サービス及び住民福祉の向上に努める。(住民福祉向上の原則) 各市町村で行っている各種行政サービスについて、そのサービスに差異がある ものについては、現行サービスの水準を低下させないことを原則に調整を図るも のとします。
- 3 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じさせないように努める。(負担公平の原則)

使用料・手数料や地方税など住民が直接負担するものについては、その料金や税率について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分に配慮し、調整に努めるものとします。

- 4 新市において健全な財政運営に努める。(健全な財政運営の原則) 新市の財源確保に努めるとともに、多様化・高度化する行政需要に的確に応え られるよう、効率的な財政運営を目指し、地方分権時代に対応した健全財政に努 めるものとします。
- 5 行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。(行政改革推進の原則) 行政制度の調整を図る際には、現在及び今後の社会情勢も踏まえ、「スクラップ・アンド・ビルド」の視点に立った行政改革を推進する観点から、事務事業の 見直しに努めるものとします。
- 6 新市の規模に見合った事務事業の見直しに努める。(適正規模準拠の原則) 新市の人口規模、面積規模に見合った行財政運営を行うことが必要なことから、

新市の規模に類似した他市の状況も考慮しつつ事務事業の見直しに努めるものとします。

〔調整の基本的区分〕

事務事業等の調整にあたっては、概ね次の基本的区分のいずれかによるものと します。

	区分	該当する事務事業
1	現行のとおりとする。	各市町村で同一であるため、現行のまま 新市に引き継ぐもの。
2	合併時に統合する。	調整が必要な事項で、新市発足の日から、 いずれかの市町村の例にならい施行するも の。
3	合併時に策定(再編)する。	調整が必要な事項で、新市発足の日から、 新制度により施行するもの。
4	新市において統合する。	調整が必要な事項であるが、新市発足の 日から当分の間は、旧市町村の制度をその まま適用し、段階的に調整すべきもの。
5	新市において策定(再編) する。	調整が必要な事項であるが、新市発足の 日から施行するよりは、新市において、新 市の状況を見ながらできるだけ速やかに新 制度を施行することが適当なもの。
6	合併時に廃止する。	調整が必要な事項であるが、新市発足の 日の前日までに廃止するもの。
7	合併後に廃止する。	調整が必要な事項であるが、新市発足の 日から当分の間は、旧市町村の制度をその まま適用し、いずれかの時点で廃止するも の。